

**第1回 障害や発達に課題のあるこどもと家族の支援に関する家庭・
教育・福祉の連携について合同連絡会議 令和5年4月20日**

関係団体ヒヤリング

家庭・教育・福祉の連携「トライアングルプロジェクト」一層の推進を
～学校・教員と専門家の連携による保護者への支援体制の構築～

文部科学省公表「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする
児童生徒に関する 調査結果」(2022.12.13) をもとに

全国特別支援教育推進連盟 理事長

(東洋大学名誉教授)

宮崎 英憲

教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）平成30年5月24日

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

● 文部科学省と厚生労働省では、昨年12月より、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトにて検討を行い、このたび、本年3月に「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（以下「報告」という。）を取りまとめたところである。両省においては、報告を踏まえ、今後さらに施策の充実を図ることとしており、貴職におかれても報告の趣旨を踏まえ、下記について積極的な取組をお願いしたい。（都道府県知事・教育委員会教育長等への通知）

➡ 今回の「家庭・教育・福祉の連携について合同連絡会議」は、この通知の趣旨を改めて確認・推進していくことと理解している。

令和4年12月に文部科学省が公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」について分析し、課題となる点について述べたい。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



<調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 (・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名(男女それぞれ5名ずつ)、高等学校は20名(男女それぞれ10名ずつ)を無作為抽出)
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人(小学校:35,963人,中学校:17,988人,高等学校:34,565人)のうち、74,919人回収(回収率 84.6%)
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭(副校長)のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。(学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能)
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面(「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」) 行動面(「不注意」「多動性-衝動性」「対人関係やこだわり等」) II. 児童生徒の受けている支援の状況
「I. 児童生徒の困難の状況」の基準	①学習面 <小学校> 「聞く」「話す」等の6つの領域(各領域5つの設問)のうち、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上をカウント。 <中学校・高等学校> 「聞く」「話す」等の6つの領域のうち、少なくとも一つの領域で12ポイント(*1)もしくは15ポイント(*2)以上をカウント。 *1 「聞く」「話す」「読む」「計算する」の4つの領域(各領域5つの設問) *2 「書く」「推論する」の2つの領域(各領域6つの設問) ②行動面(「不注意」「多動性-衝動性」) 奇数番目の設問群(「不注意」)または偶数番号の設問群(「多動性-衝動性」)の少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上をカウント。ただし、回答の0, 1点を0ポイント、2, 3点を1ポイントにして計算。 ③行動面(「対人関係やこだわり等」) 該当する項目が22ポイント以上をカウント。

<調査結果>

質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの

- **「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合**
- 「学習面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「学習面と行動面ともに著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 等

調査結果報告はこちら



※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



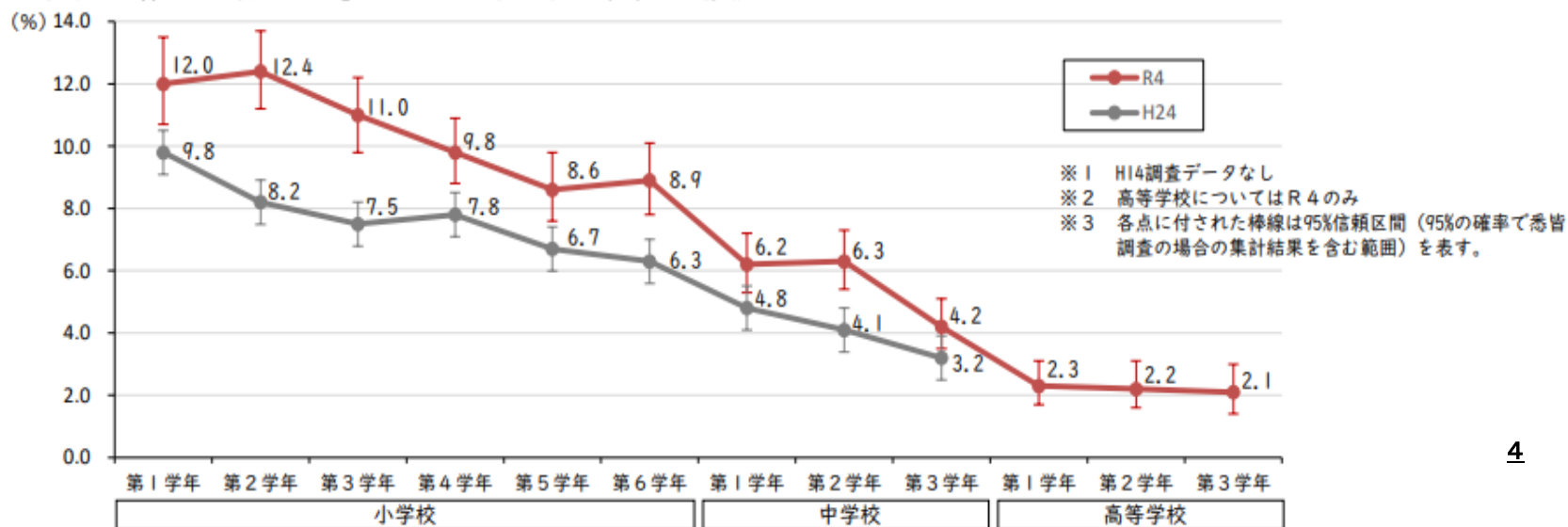
I. 児童生徒の困難の状況 (平成14年・平成24年調査と対象地域や一部質問項目等が異なるため、単純比較することはできないことに留意)

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}	(参考) 過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※1 高等学校については、令和4年のみ

※2 平成14年調査及び平成24年調査結果は、小学校・中学校のデータ

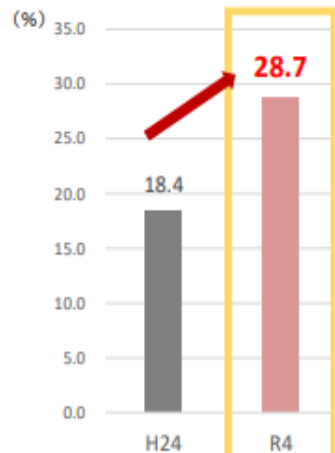
< 「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の学年別の推移 >



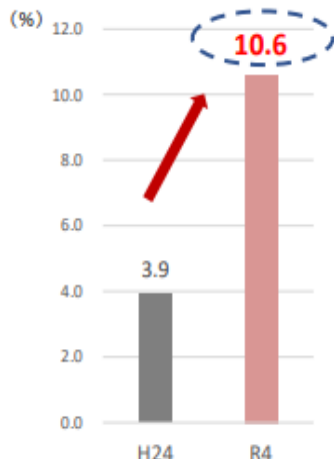
通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

II. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒(小学校・中学校：8.8%)の受けている支援の状況 (平成14年調査では調査していないためデータなし)

校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断されている割合

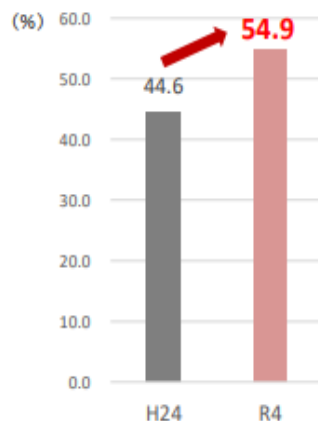


現在、通級による指導を受けている割合



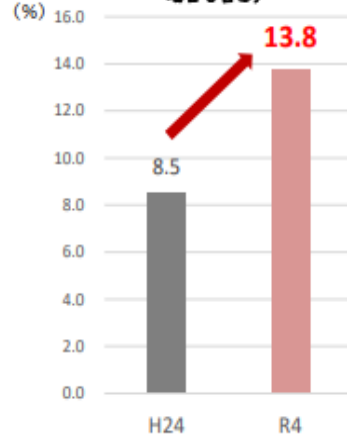
授業時間内に教室内で個別の配慮・支援を行っている割合

(特別支援教育支援員による支援を除く)
(座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等)

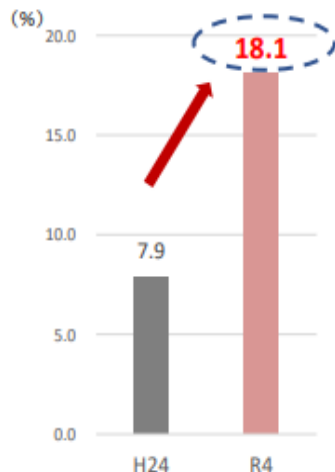


特別支援教育支援員の支援の対象となっている割合

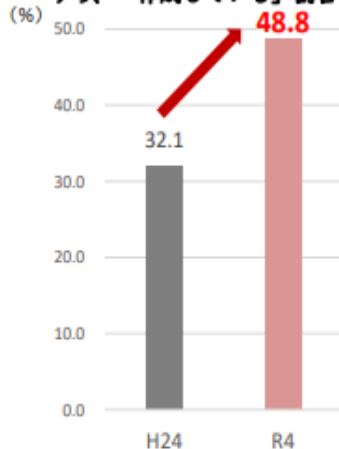
(支援員一人が複数の児童生徒を支援している場合も含む)



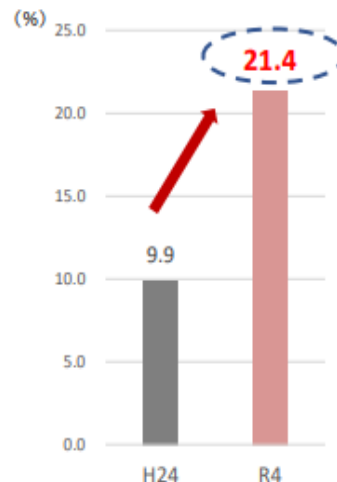
「個別の教育支援計画」を作成している割合



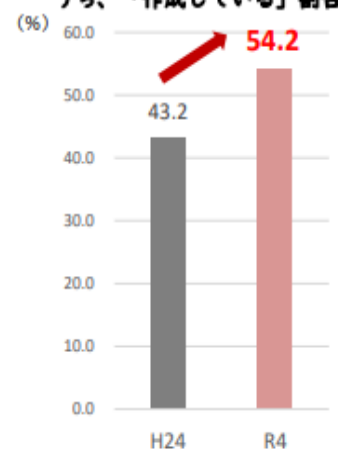
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断されている児童生徒(28.7%)のうち、「作成している」割合



「個別の指導計画」を作成している割合



校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断されている児童生徒(28.7%)のうち、「作成している」割合



「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する 調査結果」

(2022.12.13)

＜有識者会議における本調査結果に対する考察から＞

「Ⅱ.児童生徒の受けている支援の状況」について

- 全体を通して特別支援教育に関する理解啓発や研修等の機会が増えたことにより、学校における特別支援教育に対する理解が深まっている状況が伺える。
- 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒について、校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されている割合は、推定値 28.7%（高等学校：推定値 20.3%）である。校内委員会において現在特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒の受けている支援の状況については、個別の教育支援計画の作成や個別の支援・配慮の提供等について割合が高い状況が伺える。
- 「『個別の指導計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値 21.4%（高等学校：10.8%）となっており、通級による指導を受けている児童生徒数の割合よりも高くなっている。このことから、国において小学校学習指導要領等の改訂や個別の教育支援計画の作成や関係機関との情報共有等に関して平成30年に学校教育法施行規則の改正等を行ったことにより、個別の教育支援計画等の作成に関する意識が高まっていることや意義の重要性について理解が広がっているという状況が伺える。
- 「授業時間内に教室内で個別の配慮・支援を行っているか（特別支援教育支援員による支援を除く）」という設問に対しては、「行っている」との回答が推定値 54.9%（高等学校：推定値 18.2%）となっており、個別の配慮・支援について、校内委員会等で検討するなど学校全体の取組としてさらに進めていく必要がある。

- 今回から追加した「専門家（特別支援学校、巡回相談員、福祉・保健等の関係機関、医師、スクールカウンセラー（SC）、作業療法士（OT）など）に学校として、意見を聞いているか」という設問に対しては、「定期的に聞いている」との回答が推定値14.8%（高等学校：推定値 9.9%）となっており福祉機関等の外部機関との連携については、実施している学校はあるもののまだまだ十分とは言えない状況であることが伺える。

- 地域により外部機関等の資源の差はあるが、必要な時に支援を得るためには学校が外部機関等の情報を把握しておくことが大切であり、これらの情報を活用して外部機関等に教員が相談しやすい体制を整備するなど校内で資源の活用方法を考えることが必要である。また、地域の実情に応じた連携の工夫や取り方などについて自治体が十分に周知するなどの工夫も必要である。

家庭・教育・福祉の連携を進めるため「相互理解」の必要性

特別支援教育における 学校・教員と専門家の 連携

企画
編集 市川 裕二・緒方 直彦・宮崎 英憲

編著 全国特別支援教育推進連盟

障害のある子供への支援を
専門家と共に進めるために

特別支援教育を推進するためには、学校・教員と専門家の連携は不可欠である。

専門家の中には、学校等の教育内容や教育課程が分かりにくく、どのような支援を行ったらよいか悩む場合があるとの言葉を耳にする。

一方、学校側でも専門家に求める支援と専門家が提供してくれる支援に相違があるという意見も聞く。

特別支援教育を支援する専門家に学校等の制度や教育課程を理解してもらうとともに、学校・教員等と専門家の連携の事例を紹介することで、特別支援教育における学校・教員等と専門家の連携の充実に資する内容を意図した。

教育と福祉の一層の連携等の推進について ～「相互理解・共通基盤」整備の必要性～

- よって立つ基盤の理解と整備
 - ① 共通言語を持つこと…障害概念・定義
 - ② 支援内容・方法…専門家の支援内容と教員の役割
 - ③ 連携に向けた情報提供について…共通理解・連絡方法
- 相手の立ち位置への理解・尊重
 - ① 学校教育と福祉との相違への理解
 - ② 学習指導要領に基づく教育活動への理解
 - ③ 子どもの支援に係る計画の相違
(個別の教育支援計画・個別の指導計画 / 障害児支援利用計画 等)